

2(2)③イ	以下の内容を追加すべきである。 「地下物の環境調査に関しては、1件の事例につき億単位の調査費と半年近い期間を要するほか、事例を重ねても地層や断層が異なれば全くその情報が活用されにくいという地質学的な特性から、各省庁で個別に行われている環境調査間での関連情報の共有化が求められる」	1
2(2)③イ	大深度と浅深度という区別ではなく、堆積層中の温泉、岩盤中の裂隙水の温泉、火山性の温泉等に分類し、それぞれについて都道府県をまたがる広い視点で、各地域の水循環を理解するための研究を進めるべきである。	1
2(2)③イ	水戸市の利用が温泉に与える影響についても調査・研究を進めるべきである。	1
2(2)③イ	大深度掘削泉や未利用源泉のみならず、すべての掘削井について、掘削申請者に対して柱状図等の情報提供を求めるところとすべきである。	1
2(2)③ウ	現状から見て、共同管理・共同源泉が全てにおいて温泉の効率的な利用に役立っているとは思えない。「温泉を効率的に利用できることから」という文言は削除すべきである。	1
(合計)		93

【3. 温泉の成分等に係る情報提供】

該当箇所	意見の概要	数
3	加水温率や循環ろ過の上限を設けるべき。	3
3	利用許可の更新制の導入について検討すべき。	1
3	国や都道府県は、温泉の分析値や掘削深度等のデータを公開すべき。	2
3	将来的には浴槽での温泉分析も義務化すべき。	3
3	温泉成分の分析については、源泉での分析を原則とし、併せて、源泉と利用施設での泉質の違いを見る調査を概ね3年ごとに行うよう義務付けるところを提案する。	1
3	浴槽と源泉の両方を分析すべき。	1
3	分析する場所(利用施設か源泉か)を明確に規定するよう、報告書に明記すべき。	1
3	温泉成分を分析する際の試料は、浴槽のものなのか源泉のものなのか、その採取場所についても併せて提示すべき。	1
3	源泉と浴槽において電気伝導率を測定し、浴槽における源泉との濃度変化の目安とすべき。	1
3	温泉成分を分析する際、どのようなゆう出量(汲み上げ量)のときに試料を採取するのか、国がガイドラインを示すべきではないか。	2

意見に対する考え方(案)

ご指摘の点については、加水や循環ろ過により温泉の成分が変化し健康に影響を与えるかどうか等の検討が必要であると考えますが、ご意見については今後の温泉行政を進める上での参考といたします。	3
なお、報告書(案)3-2(2)において、加水の程度や湯の入れ替え頻度などを事業者が自主的な取組として情報提供が進められるよう望むことを記載しています。	1
温泉の定期的な分析の結果に基づき、掘削の更新がなされる場合、都道府県への届出が必要になり、その際、衛生上有害か否か等について判断することは可能であるので、再度許可を得ることを事業者に課す必要はないと考えています。	2
都道府県等が得た情報を全て勝手に公開することは問題があると考えられますが、ご意見は、温泉資源保護に関する情報の収集・提供等の検討の際の参考といたします。	3
分析する場所については多様なご意見があることがわかりました。それぞれのご意見の趣旨については、今後、温泉の分析方法等を定めている鉱泉分析法指針の見直し及び掘削項目の見直しを行う際の参考といたします。	1
また、報告書(案)の3-2(2)後段に「鉱泉分析法指針について…適宜見直しを行うべき」「利用者にとってわかりやすい掘削内容…について必要な見直しを行うべき」旨、既に記述していますが、ご意見を踏まえ、分析項目や分析場所についても適宜見直しを行うべき旨、追記します。	1
	1
	2

3-1(2)	温泉成分の定期的な分析の義務付けに当たっては、経済的負担を軽減することが必要。	報告書(案)の3-2(1)において、温泉利用事業者の費用負担に対する配慮についても言及し、定期的な分析は10年ごとに行うことが適当としています。	1
3-1(2)	再分析に要する費用については国が助成すべき。	分析に要する費用は10万円程度(10年で割ると1万円)と比較的安価なものであり、温泉の衛生上の安全・安心や温泉に対する国民の信頼を確保し、温泉地のイメージアップを図ることにもなるので、事業者自らが取り組むべきであると考えています。	1
3-1(2)	温泉成分の定期的な分析を実施しない者については、公表するなど制裁を加えることも検討すべき。(罰則を科すことについて明記すべき。)	報告書(案)の3-2(1)において「定期的な温泉成分等の再分析…を義務付けなければならない」としており、法的に義務付けられれば違反した者には罰則が適用されることになると考えています。	2
3-1(2)	源泉所有者や(温泉利用施設への)温泉供給事業者に対し温泉の定期的な成分分析を義務付けるべき。	温泉の定期的な分析及びその結果の揭示は、利用者への情報提供が主な目的であることから、法律上、分析を義務付ける者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者としてと考えています。	2
3-1(2)	温泉分析書に「有効期間10年」と記載すべき。	温泉分析書には調査・試験を実施した日を記載することとなっておりますので、定期的な分析が義務付けられれば、有効期間をあえて記載する必要はないと考えていますが、ご指摘の点については、利用者にとってわかりやすい揭示内容を検討する上での参考といたします。	1
3-1(2)	定期的な温泉成分分析で得られた分析書とは別に、温泉地の歴史を示すために古い温泉分析書を掲げること自体は悪いことではないというように明記すべき。	新しい分析書を掲げる一方、それとは別に古い分析書を利用施設に掲示した場合、古いものだけを見られた利用者には成分の内容等を誤認させるおそれがあります。よって報告書(案)の修正の必要はないものと考えています。	2
3-1(2)	温泉成分について再分析を行う期間については、5年が適切である。	なお、利用施設における揭示とは別に温泉地の歴史を示す資料として、古い分析書を現在の温泉成分であると誤認させない形で利用者に見られるようにしておくことを否定するものではありません。	1
3-1(2)	温泉成分の分析について、定期的な分析とは別に、井戸のメンテナンスを行う都度、実施する必要があるのではないか。	再分析の期間については、報告書(案)3-1(2)にあるとおり、温泉成分の変化は急激にではなく徐々に徐々に行われることが多いと考えられることから、10年ごとに行うことが適当と考えています。	1
3-1(2)	再分析の結果、温泉法上の温泉に該当しなくなった場合の取扱について示すべき。(検討すべき)(許可を取り消すべき)	ご指摘の点については、地殻変動などの自然現象が生じた際にもいえることと考えており、定期的な分析を義務付けることとは別の観点から、温泉利用事業者に対する指導の在り方を検討する際の参考といたします。	4
3-1(2)	県内の登録分析機関は一つかなく、再分析の義務付けにより温泉分析の件数が増加することについて、情報提供は可能だが、受け入れ態勢を整えるよう周知することまでは困難である。(猶予期間を3年とすべきである。)	定期的な分析の結果、温泉の定義を満たさなくなった場合、それが単に一時的な現象であるかどうかについて調査を行い、常態として温泉の定義を満たさないということが明らかになった場合には、温泉法上、利用の許可は失効し、法に基づく揭示は行えないこととなると理解しています。	2
3-1(2)	「国が再分析を行わせる管理・監督の義務がある」旨、記載すべき。	なお、温泉法上の温泉の要件を満たさなくなったにもかかわらず、温泉と称して旅館・ホテル等の営業を続けることは「不当景品類及び不当表示防止法」に抵触する可能性があると理解しています。	1
3-1(2)	揭示を更新する際の手続について、温泉法に規定すべき。	都道府県だけでなく、近隣の都道府県及び当該都道府県の登録分析機関とも情報交換・調整等を行い、分析数の増加に対応するよう努めるべきであると考えており、報告書(案)では「事前に周知する『など』」として記述されています。	1
3-1(2)		道府県等とも連携すべきである旨、追記します。	1
3-1(2)		再分析及びその結果の揭示については、基本的には事業者自らが守るべき義務とすべきと考えています。	1
3-1(2)		また、温泉法では、都道府県知事が必要に応じ「報告徴収」や「立入検査」を行えることとなっております。	1
3-1(2)		したがって、報告書(案)を修正する必要はないと考えています。	1
3-1(2)		ご指摘の点については、法制度の見直しの検討に反映いたします。	1

3-2(1)	大深度掘削は全て化石水を汲み上げているものではないので、記述を改めるべき。	報告書(案)3-2(1)では「いわゆる大深度掘削泉は、化石水と呼ばれる流動性の低い地下水を汲み上げている例が多いことなど」としており、全ての大深度掘削泉が化石水を汲み上げているとはしていません。	1
3-2(2)	自主的な情報提供について、温泉利用事業者の過度の負担とならないようにすべき。	温泉の利用のされ方や温泉利用事業者の置かれている状況等が様々であることから、「自主的な取組」としているものです。なお、ご意見は今後の温泉行政を進める上で参考といたします。	1
3-2(2)	国や都道府県は、温泉の成り立ち等に関する情報を提供・発信する必要がある。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の3-2(2)において「国及び都道府県は…温泉の成因等の科学的な情報を積極的に発信すべき」として、すでに盛り込まれていると考えています。	1
3-2(2)	温泉の禁忌症、適応症及び利用上の注意について見直しを行うべき。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の3-2(2)において、禁忌症等の「調査検討を一層推進すべき」として、すでに盛り込まれていると考えています。	2
3-2(2)	療養泉の基準について見直しを行うべき。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の3-2(2)において「療養泉の泉質等を定めている鉱泉分析法指針について…見直しを行うべきである」として、すでに盛り込まれていると考えています。	1
3-2(2)	浴槽への湯口での飲泉の可否について情報提供を徹底すべき。	ご意見を踏まえ、飲用の可否についても、温泉利用事業者による自主的な情報提供が望ましいもの事例として追記します。	1
3-2(2)	大深度掘削泉については科学的情報が不足しており、飲用利用の可否について、十分な調査研究が必要である。	ご意見については、今後、温泉の利用(浴用・飲用)上の注意事項等に関する調査検討を進める上での参考といたします。	1
3-2(2)	鉱泉分析法指針の見直しに当たっては、最新機器による分析法の積極的な採り入れ、電気伝導率測定法の導入などについて検討すべき。	鉱泉分析法指針の見直しについては報告書(案)3-2(2)において既に記載されていますが、ご意見を踏まえ、「分析の項目」を含め見直し旨、明記します。	1

【4. 魅力ある温泉地づくり】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
4	温泉を治療目的に利用する人達への支援が不十分。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の4(1)において今後の取組の方向として、健康づくりの場としての体制整備をあげており、また4(3)において、温泉における健康づくり等の取組に対する支援の充実の必要性について記載していることから、すでに盛り込まれているものと考えています。	1
4(1)	人口減少による利用者の減少を踏まえた温泉地づくりの仕組を確立することの必要性、及び、若年層と中高年齢層の二層の連いと各温泉地の特性を踏まえた温泉地づくりのコンセプトの必要性について言及すべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)の「…それぞれの温泉地の特性を活かした取組の進展…」を「…それぞれの温泉地の特性を踏まえて方向性を明確にした取組の進展…」と修正します。	1
4(1)	分類とすべき。 I 楽しむための仕組みづくり II 健康づくりのための仕組みづくり III 利用を促進するための仕組みづくり	ご指摘の趣旨はすでに本報告書(案)の4(1)の取組の方向として記載している項目に盛り込まれているものと考えています。	1
4(1)	温泉地づくりの取組の方向として例示している「温泉地を象徴する自然・文化資源の活用」について、資源の保全の概念を表現したものとすべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)における「温泉地を象徴する自然・文化資源の活用」を「温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用」とする等の修正を行います。	1
4(1)	温泉地づくりの取組の方向として例示している「快適な環境の創出」において、バリアフリーに言及すべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)に「各種施設におけるバリアフリーの徹底」との記載を追加します。	1

4(1)	取組の方向において、地域の歴史や文化への配慮が希薄。	ご指摘の趣旨はすでに本報告書(案)の4(1)において、「温泉の伝統的な利用形態や、温泉地の暮らしの中で育まれた情緒ある街並みは、我が国を特徴づける文化資源であり、各種施策の実施においてもこれらの資源の保全に留意したうえで、その魅力を有効に活用していく視点が重要である。」などとして盛り込まれているものと考えています。	1
4(2)	国や都道府県は、地域の共存共栄という視点から模範となる温泉地をモデル地区に指定し、支援事業を実施すべき。	今後の温泉地づくりに対する支援を検討する上での参考といたします。	1
4(2)	温泉地づくりのための人材の養成と活用についても言及すべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(2)に「また、地域の取組を支える人材の育成と活用も重要である。」との記載を追加します。	1
4(2)	入湯税を本来の目的どおり活用すべき。	ご指摘の趣旨はすでに本報告書(案)の4(2)において、「施策の実施に当たっては、目的税である入湯税の収入を温泉資源の保護対策及び観光振興策の推進に重点的に活用されたい。」として盛り込まれているものと考えています。	2
		(小計)	10

